

「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正（案）」に対するご意見の概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 保険業法施行規則（本則・別表・別紙様式・附則）の一部改正案に関するご意見

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	第 66 条第 2 項	価格変動準備金について、「外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る保険金等の支払等に備えて適正に管理されているもの」については第 66 条第 1 項ではなく第 2 項の表に基づいて積立限度額を計算することが選択できることとされた。この適用を選択した結果として既存の価格変動準備金が、本条項適用後の価格変動準備金の積立限度額を超過する可能性がある。一方で、保険業法第 115 条において価格変動準備金は株式等の売買等による損失と利益の差額のてん補に充てる場合または内閣総理大臣の認可を受けた場合以外には取崩せないこととされているため、本条項適用後に限度額を超過している部分について価格変動準備金を減額するか否かが明確ではない。そのため、以下の点を明確化していただきたい。 1 法令改正に伴って新たに第 2 項を適用する場合に以前の法令によって計算された価格変動準備金の額が積立限度額を超過する場合、当該超過額を減額するか否か。 2 で減額が必要な場合は、当該取崩額は改正保険業法施行規則が施行された事業年度の損益を通じて処理	ご指摘の 1 及び 3 については、積立限度額を設けている趣旨から、積立限度額を超過する場合は、当該超過額を減額する（取り崩す）ことになります。 また、ご指摘の 2 及び 4 については、減額が必要な場合、当該取崩額は当該事業年度の損益（特別損益）を通じて処理されるものと考えます。

		するか、または利益剰余金で処理するか。 3 改正施行規則適用後のいずれかの事業年度で「外国通貨をもって保険金等の額を表示する保険契約に係る保険金等の支払等に備えて適正に管理されているもの」に該当し、第2項を選択した場合において、当該時点までに計算された価格変動準備金の額が積立限度額を超過する場合に、当該超過額を減額するか否か。 4 で減額が必要な場合は、当該取崩額は選択をした事業年度の損益を通じて処理するか、または利益剰余金で処理するか。	
2	第 66 条	価格変動準備金の積立基準および積立限度について、資産の帳簿価額に乘じる率は、どのような考え方・計算方法により見直しを行っているのか。 また、外貨建保険に対応する資産についての例外規定はどのような考え方・計算方法により設けているのか。	価格変動準備金の積立基準および積立限度額については、現行（改正前）のソルベンシー・マージン比率と整合的な現行の計算方法を踏襲することとし、係数（乗じる率）の見直しについては、主にデータのアップデートを行ったものです。 また、外貨建保険の販売量増加なども踏まえ、同保険の商品区分に対応する資産について、その価格変動準備金の積立基準及び限度額を適切なものにするために規則第 66 条第 2 項を新たに加えるものです。その係数については為替リスクが除外されている現地通貨建の対象資産を用いて現行の計算方法を踏襲したものとっております。
3	第 69 条	危険準備金の積立基準および積立限度については、	危険準備金については、会計制度に変更はないこと

		現行ソルベンシー・マージン基準における各種リスク相当額と整合的となるよう規定されている認識であるが、現行ソルベンシー・マージン基準が廃止となる一方で、危険準備金について見直しを行わないのはなぜか。 （予定利率リスクに対応する危険準備金の予定利率の区分等にかかる改正を除く） 経済価値ベースの所要資本との整合性確保や、今日的な見直しは行わないのか。	などから、現行制度の枠組みをいったん維持することとしました。 ただし、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」において提言があったとおり、監督会計のあり方や、監督会計とソルベンシー規制の関係については、今後検討していくべき課題と認識しております。
4	第 66 条、 第 69 条 附則第 1 条	今回の危険準備金・価格変動準備金のリスク係数等の改正につき、適用日は 2026 年 3 月であるものの、2025 年度の半期・四半期決算においても、同基準に基づいて適用することを妨げるものではない、という理解で相違ないか。	当該改正は、2026（令和 8 年）年 3 月 31 日施行ですので、2025 年度の半期・四半期決算における危険準備金・価格変動準備金の計算にあたっては、改正前の基準を用いてください。
5	第 69 条第 7 項	「財務の健全性が十分に確保されており、かつ、保険契約者への利益還元に資すると認められる場合」に金融庁長官が定める取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができることとされていますが、「財務の健全性」とは経済価値ベースのソルベンシー比率を用いて判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率のみならず、財務会計上の健全性が十分に確保されているかどうか判断の対象となり、それらを総合的に判断するものと考えております。
6	第 77 条第 9 号	保険計理人の関与事項「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出」は、ESR に関する必要な情報について、社内会議への出席等により関連部門から適時適切に報告を受けるとともに、必要に応じて意見	ご理解のとおりです。

		を述べることや、保険計理人が、ESR に関する必要な情報の報告を受けていない場合は、関連部門に対して、この報告を要請すること等を想定しており、実際に比率を算出することは求められていないと理解して良いか。また、当該関与事項は、監督指針における「検証責任者に求められる「独立性」を阻害するものではなく、保険計理人が検証責任者を担うことは否定されていないと理解して良いか。	
7	別紙様式	原価償却費→減価償却費	ご指摘を踏まえ、別紙様式を修正しました。

2. 1 柱告示案に関するご意見

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	第1条第29号、 第30号	長期総合保険のような、補償機能と積立機能を兼ね備えた完結型の商品に対しては、生命保険リスクや損害保険リスクの計算方法は法令上指定されていない、ように見える。補償機能と積立機能が分離不可能な商品に対しては、どのように生命保険リスクもしくは損害保険リスクを計算すればよいか。 ※積立普通傷害保険のような、補償型の保険に積立特約（積立型基本特約）が付帯された積特型の商品については、告示において生命保険リスクの計算対象として、「同条第五項第一号に掲げる保険のうち保険料又は保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益の全部若しくは一部の金額の払戻しを約した保険契約（当該払戻しに係る部分に限る。）」との記載があったため、積立商品の積立部分は生命保険リスクの計算対象になり、積立商品の補償部分は損害保険リスクの計算対象になるものと思慮する。	「同条第五項第一号に掲げる保険のうち保険料又は保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益の全部若しくは一部の金額の払戻しを約した保険契約（当該払戻しに係る部分に限る。）」の規定は、完結型か積特型かを区別しておらず、当該規定に従って計算してください。
2	第1条第29号、 第30号	積立普通傷害保険のような、補償型の保険に積立特約（積立型基本特約）が付帯された積特型の商品については、告示において生命保険リスクの計算対象として、「同条第五項第一号に掲げる保険のうち保険料又	第五章第二節生命保険リスクにおける各リスクの計算対象に係る記載に従ってご判断ください。

		は保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益の全部若しくは一部の金額の払戻しを約した保険契約（当該払戻しに係る部分に限る。）」との記載があったため、積立商品の積立部分は生命保険リスクの計算対象になり、積立商品の補償部分は損害保険リスクの計算対象になるものと思慮している。 積立部分の生命保険リスクを計算する際には、仕様書の記載のとおり、解約及び失効リスクについて計算することが必要となるものと認識しているが、その他のリスク（死亡リスクや経費リスクなど）は計算対象となるのか。	
3	第4条	リパッケージ債についてルックスルー・アプローチによる格付判断を認めていただきたい。 特に、SPIREのように、標準化、透明性及び堅牢性を促進するために作られたマルチディーラーのプラットフォームの場合で、かつ組込デリバティブが為替ヘッジ目的に限る等、単純な構造に基づく場合には、ルックスルー・アプローチによる格付判断は合理性があると考えられる。 ※ 欧州ソルベンシーIIにおいても、リパッケージ債については、以下の要件を満たす場合、原資産の格	リパッケージ債について、第3条の規定に基づき裏付けとなる資産に基づいた経済価値ベースのバランスシートの作成及び適格資本・所要資本の計算を行うことは可能ですが、第3条を適用することなく、裏付けとなる資産に基づいた格付区分とすることはできません。

		付を確認するルックスルー・アプローチが推奨されている。 ○特別目的事業体が、事業体の資産に対する非トラ ンシェ化、担保付、限定リコース債務を発行する。 ○発行資金は、市場リスクへのエクスポージャーを 表す原担保資産（米国債など）に投資される。 ○事業体は、資産のキャッシュフローを変換するた めにデリバティブ取引を行う可能性がある。 ○事業体は、資産への投資、デリバティブによるキ ャッシュフロー変換、投資家への債券発行以外の事業 は行っていない。 ○債券は、担保資産とデリバティブ取引により生み 出されたキャッシュフローを合算して支払われる。”	
4	第 6 条第 2 項	連結の範囲に含まれない議決権のない投資スキーム への投資は、個別又は総体としてグループ全体の健全 性に重要な影響を及ぼす場合に連結の範囲に含めるも のとする」とされているが、単体財務諸表において投資 として既に計上されており、連結の有無により経済価 値ベースのバランスシート（以下「経済価値 BS」とい う。）上の評価替えやリスク計測に影響が出ず、か つ、経済価値 BS 上の組替えのみ影響が出るような場 合（表示科目のみが異なる場合）には、投資金額の多 寡に関係なく、健全性に重要な影響はない、と考えら	経済価値ベースのバランスシート上の組替えのみで あったとしても、ソルベンシー・マージン比率その他の 情報利用者にとって重要な指標に重要な影響を与える 場合についても、個別又は総体としてグループ全体に 重大なリスクをもたらすものと判断する必要があります。 その旨、Q&A で明確化する予定です。

		れるが、その理解でよい。	
5	第 10 条	保険会社が特例企業会計基準等適用法人等である場合や、海外の連結子会社が国際財務報告基準または米国会計基準を適用している場合、もしくは企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」を早期適用している場合には、会計上の（連結）財務諸表に IFRS 第 16 号「リース」又は米国会計基準編纂書 Topic 842「リース」もしくは企業会計基準第 34 号に基づく「使用权資産」及び「リース債務」が計上されることになる。なお、会計基準上、例えば、使用权資産であれば不動産として取り扱われ、リース負債は金融負債として取り扱われる一方で、IFRS 第 16 号や企業会計基準第 34 号にかかる使用权資産は時価の開示が要求されていない。 これらについて、ESR 上も時価への評価替えが不要であるかどうか、明示したほうがよいと考えられる。 この点、市場価格のない株式等及び組合等への出資については、「時価の定義や時価の算定方法については、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」に従う。」とされているが、「これは取得原価として評価することを指しているのではないか」という誤解を生じさせる恐れが	現時点におけるリースに関する会計基準の状況を踏まえ、会計ベースのバランスシートにおいてリース関係の資産又は負債が計上されている場合、第 10 条の評価替えは不要と致します。その旨、Q&A で明確化する予定です。

		あるため、FT24 仕様書では脚注 17 を設けていると考えられる。 そのため、例えば、FT24 仕様書の脚注 17 のように、リース関係資産負債についても時価評価の要否について QA で明確化いただけないでしょうか。 FT24 仕様書の脚注 17 「時価の算定に関する会計基準」の第 28 項における「例えば、市場価格のない株式等については、時価評価しないこととされている。」との記載や「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の第 49 — 17 項における「組合等への出資金の会計処理は…、時価をもって貸借対照表価額とすることは求められていない」との記載にかかわらず、市場価格のない株式等及び組合についても時価で評価することとする。	
6	第 11 条、 第 31 条	変額保険・変額年金保険は顧客の投資信託の管理を行う特別勘定機能と、死亡時や年金支払時に（特別勘定の運用実績が悪い場合において）特別勘定残高と最低保証額の差額を支払うための一般勘定機能の二つの要素から構成されている。 このうち、特別勘定機能については契約ごとに裏付け可能な資産が存在し、保険リスクを有さないため、	ご理解のとおりです。

		第 31 条の「資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約」に該当する性質を有しているものと考えられる。一方、一般勘定機能については第 31 条第 1 項各号の要件を満たさないものと考えられる。 このような場合、第 11 条第 2 項を適用して、変額保険・変額年金保険について特別勘定機能と一般勘定機能を分離して認識して、特別勘定機能については第 11 条第 1 項第 2 号（「資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額」）を経済価値ベースの保険負債の額とし、一般勘定機能については第 11 条第 1 項第 1 号（「現在推計及び MOCE の額の合計額」）を経済価値ベースの保険負債の額とすることができるという解釈で問題ないか。	
7	第 11 条、 第 31 条	・ 変額保険・変額年金保険は顧客の投資信託の管理を行う特別勘定機能と、死亡時や年金支払時に（特別勘定の運用実績が悪い場合において）特別勘定残高と最低保証額の差額を支払うための一般勘定機能の 2 つの要素から構成されている。 ・ このうち、特別勘定機能については契約ごとに裏付け可能な資産が存在し、保険リスクを有さないため、第 31 条の「資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約」に該当する性質を有しているものと考えられる。一方、一般勘定機能については第 31 条第 1	No. 6 をご参照ください。

		項各号の要件を満たさないものと考えられる。 ・このような場合、第 11 条第 2 項を適用して、変額保険・変額年金保険について特別勘定機能と一般勘定機能を分離して認識して、特別勘定機能については第 31 条の定義に該当するため、第 11 条第 1 項第 2 号（「資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約の評価額」）が「経済価値ベースの保険負債の額」、一般勘定機能については第 31 条の定義に該当しないため、第 11 条第 1 項第 1 号（「現在推計及び MOCE の額の合計額」）が「経済価値ベースの保険負債の額」であるという解釈で問題ないか。	
8	第 15 条第 2 号	CR（コンバインドレシオ）および UPR（未経過保険料）について、どのように計算されたものを指すのか定義が必要ではないでしょうか。	Q&A で明確化する予定です。
9	第 15 条第 2 号	CR（コンバインドレシオ）及び UPR（未経過保険料）について、どのように計算されたものを指すのか定義が必要ではないか。	No. 8 をご参照ください。
10	第 38 条第 2 項 第 11 号、 第 38 条第 3 項 第 12 号、 第 42 条第 3 項 第 10 号	算入制限のない Tier1 資本調達手段、算入制限のある Tier1 資本調達手段、払込済み Tier2 資本調達手段に関し、「保険会社等」により取得されていないことが要件とされているが、正しくは「報告保険会社等」のことではないかと思われるので明確化頂きたい。	単体ベースの場合は計算・報告の主体となる会社、連結ベースの場合は計算・報告の主体となる会社と当該会社の子会社等により取得されていないことを要件としております。当該内容を明確にするため、第 1 条における「保険会社等」「報告保険会社等」の定義を修正しました。

11	第 38 条第 3 項 第 3 号	相互会社が発行する算入制限のある Tier1 資本調達手段（償還期限が定められているもの）に関し、保険業法 126 条 2 号の規定による認可の対象であることが求められているが、当該資本調達手段は基金のみを想定していると考えれば良いのか。あるいは、相互会社においては、ロックインが付されていれば、基金以外の償還期限が定められている金融商品（劣後債務等）も Tier1 適格資本として認められるのか確認させて頂きたい。	相互会社が発行する期限が定められている基金以外の資本調達手段について、第 38 条第 3 項の各要件を満たす場合には、算入制限のある Tier1 資本調達手段に該当することがあり得ます。
12	第 38 条第 3 項 第 3 号、 第 42 条第 1 項	償還期限が定められた算入制限のある Tier1 資本調達手段に関し、保険業法第 126 条第 2 号の規定による認可の対象となっていれば、ロックイン条項を有していなくても適格資本として認められているが、保険業法第 126 条第 2 号の規定に服していることがロックイン条項の代替となるとの理解で良いか。その理解が正しい場合、ロックイン条項を有していない場合であっても保険業法第 126 条第 2 号の規定に服していれば、実質償還期限までの期間が 5 年以内になっても算入制限のある Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段の額を減額する必要は無い旨を明確化頂きたい。	保険業法第 126 条第 2 号の規定による認可の対象の場合、実質償還期限までの期間が 5 年以内になっても算入制限のある Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段の額を減額する必要はございません。明確になるよう関連条文を修正しました。
13	第 38 条第 3 項	強制利払停止要件要否について 該当箇所：195. 「ロックイン」とは～（P63） ICS 上はロックインは利払も制限されると読める表	ロックイン条項は、第 38 条第 3 項柱書きにおいて定義を記載しております。

		記 (A lock-in feature typically involves the suspension of distributions and/or redemption where there is non-compliance with a regulatory capital requirement…) だが、9 月仕様書ではロックインに係る利払の制約が削除されたように見える (通常、規制上の所要資本を充足しなかった場合に配当支払や償還を延期させることが、契約条件に明記されているものをいう。の文言が削除)。基本的には強制利払停止 (現行 SMR 比率が 200%を切ると、強制的に利払が繰延される仕組み)の有無は規制資本としての Tier2 要件にはなっていない理解だが、ICS と J-ICS で表記が異なるように見える点は明確化が必要と思料。	
14	第 38 条第 3 項 第 2 号	Limited Tier1 が Tier2 債務に劣後している必要がある点の手当てについて 該当箇所：VI. 2. 2. 算入制限のある Tier1 資本調達手段-204. b (P66) 仮に LT1 を発行する場合、Tier2 債務対比の劣後性を担保する必要があると思われるが、現状 Tier2 債務の劣後性を最劣後に設計している会社も複数存在。以下を理由に何かしらの手当てはあるのか。発行当時はこの債券の存在によって LT1 ストラクチャリングが困難になることは想定していなかったであろうこと。Tier2 債を社債権者集会によってタームを変えることは非現	各資本調達手段の要件は、保険契約者に対する劣後性の観点だけではなく、資本調達手段間における劣後性等も必要な要素となっております。ご記載頂いたような社において、算入制限のある Tier1 資本調達手段を発行する場合は、必要な対応を講じてください。

		実的であること。保険契約者債務等に劣後してさえい れば、規制の目的は達成できるのではないかというこ と。LT1 発行により資本強化を企図している会社を、こ の規定のみによって妨げることは合理性に欠けるので はないか。	
15	第 38 条第 3 項 第 2 号	算入制限のある Tier1 資本調達手段は Tier2 資本調 達手段に劣後することが求められているところ、保険 業法第 181 条第 2 号では「基金の払戻しは、相互会社の 債務の弁済をした後でなければ、してはならない。」と されている。現行保険業法を前提とすると、Tier2 資本 調達手段として基金債を発行している場合、算入制限 のある Tier1 資本調達手段として劣後債を発行するこ とが不可能となってしまうため、何らかの対応措置を 検討頂きたい。また、現行保険業法の条文を前提とすれ ば、算入制限のある Tier1 資本調達手段としての劣後 債と基金債との間で、残余財産の分配の優先順位に差 が生じてしまうが、問題は無いのか明確化頂きたい。	相互会社については、資本調達手段の方法が株式会 社と比して限定的であることから、算入制限のある Tier1 資本調達手段の適格性基準、払込未済の Tier2 資 本及び適格資本の構成に対する制限の取扱いにおいて 差異を設けております。 残余財産の分配の優先順位については、算入制限の ある Tier1 資本調達手段の要件のとおりです。明確に なるよう関連条文を修正しました。
16	第 38 条第 3 項 第 4 号	「その他の償還等を行う蓋然性を高める特約」とは 具体的にはどういったものが該当するか明確化頂きた い。	Q&A で明確化する予定です。
17	第 38 条第 3 項 第 5 号、 第 42 条第 3 項	資本調達手段の償還等につき、「発行後五年を経過し た日以降」と「発行後五年以内」に分けて要件を定めて いますが、銀行の自己資本規制比率に関する Q&A（第 6	関連条文を修正しました。

	第 4 号	条-Q2) では「<発行後 5 年を経過する日前の償還事由>」という表現が使われており、後者についてはこれと同様にした方がよいのではないのでしょうか。	
18	第 38 条第 3 項 第 5 号、 第 42 条第 3 項 第 4 号柱書	発行後 5 年以内 (ICS : within the first 5 years) の表記の明確化 該当箇所 : VI. 2. 3. Tier2 資本調達手段 205-d (P68) 発行後 5 年後応当日に償還する場合にも「5 年以内」 の制約が掛かるとも捉え得る。現実的には想定し辛い と思うが、例えば「5 年未満」や、「5 年を経過するより 前の日」といった表記で明確化することは一考。	関連条文を修正しました。
19	第 38 条第 3 項 第 5 号、 第 42 条第 3 項 第 4 号ハ	「発行時に合理的に予期できなかった税制上又は規 制上の事由であって著しく影響の大きいものによる償 還等の場合は除く。」 について、「著しく影響の大きい もの」とは具体的にどういったものが該当するか明確 化頂きたい。	「税制上又は規制上の事由であって著しく影響の大 きいもの」について、Q&A で明確化する予定です。
20	第 38 条第 3 項 第 5 号イ(3)、 第 42 条第 3 項 第 4 号ハ	税制事由の明確化 該当箇所 : VI. 2. 3. Tier2 資本調達手段 205-d (P68- 69) 相互会社が円建 Tier2 債を起債する場合は、SPC を通 じた発行が主流であり、その場合、税務関連の特別償還 事由 (いつでもコール可) は、税制事由 (本体) ・グロ スアップ事由・税制事由 (SPC) が定められている。仕 様書で明記される、発行後 5 年以内にコールする場合	ご記載いただいた情報だけでは、グロスアップ事由 が第 38 条第 3 項第 5 号イ(3) 及び第 42 条第 3 項第 4 号 ハ但し書きに該当するかは判断できかねます。 税制上又は規制上の事由について、Q&A で明確化する 予定です。各社において、Q&A を踏まえ該当するかどうか ご判断ください。

		のリプレースメント免除要件（発行時点では合理的に予期できなかった著しく不利な税制上または規制上の事由による償還の場合…）にグロスアップ事由は該当する認識で良いか。 ＊「グロスアップ事由」とは、相互会社等の発行体が劣後ローン（SPC 経由で調達した資金）について追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、且つ、かかる義務が、発行体のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいう。	
21	第 38 条第 3 項 第 5 号ロ（3）	発行後 5 年以内の償還等に関する要件として「発行者が償還等の経済合理性を示すこと」とあるが、当該経済合理性は金融庁長官に対して示せば良いのか。経済合理性を示す方法等について明確化頂きたい。	ご理解のとおりです。明確化のため、関連条文を修正しました。
22	第 38 条第 3 項 第 5 号、 第 42 条第 3 項 4 号	基金の場合、償却（償還）時には基金償却積立金の積立が求められており、それにより基金を募集した額と同額の資本積立てがなされることから、償却（償還）時に償還等される資本調達手段と同等以上の質が確保されるものに置き換えられること（＝新たな外部調達によるリプレースメント）を求める必要は無いと考えられるが、この点を明確化頂きたい。	相互会社の基金は、保険業法第 56 条第 1 項において償却時に同額の基金償却積立金を積み立てる必要があることから、当該要件を満たすものとして取り扱うことで問題ありません。関連条文を修正いたしました。
23	第 38 条第 3 項 第 9 号	算入制限のある Tier1 資本調達手段の剰余金の配当に係る制約について規定されているが、相互会社の場合の「分配可能額」については、保険業法第 55 条で規	ご理解のとおりです。

		定されている限度額がこれに該当するのか明確化頂きたい。	
24	第 38 条第 3 項 第 11 号	「発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者」とは具体的にはどういった者が該当するか明確化頂きたい。	Q&A で明確化する予定です。
25	第 38 条第 5 項	元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のある Tier 1 資本調達手段の額に関し、元本の削減や算入制限のない Tier1 への転換が行われる具体的なトリガー水準を規定する予定があるのか確認させて頂きたい。	Q&A で明確化する予定です。
26	第 38 条第 5 項	算入制限のある Tier1 資本調達手段に付す元本損失吸収メカニズムとして、ソルベンシー・マージン比率が一定の水準以上に戻った際に元本が回復する特約（元本回復特約）を付すことは許容されるべきと考えるが、その旨を明確化頂きたい。	適格資本の要件に元本回復特約の有無は設けていないことから、取り扱いは明確であると考えます。
27	第 38 条第 5 項	「元本損失吸収メカニズムを有する算入制限のある Tier 1 資本調達手段の額」について、元本損失吸収メカニズムに係る特約に抵触した際に、元本の削減又は算入制限のない Tier1 への転換いずれを選択することも可能なのか確認したい。	ご理解のとおりです。関連条文を修正いたしました。
28	第 40 条第 3 号、 第 44 条第 2 号	「Tier 1 適格資本の調整の額」と「Tier 2 適格資本の調整の額」で表現が異なっておりますが、意図的なものでしょうか。 ・第四十条第三号 自己の Tier 1 資本調達手段への	表現の相違は意図的なものではございません、ご指摘を踏まえ条文を修正しました。 また、適格資本においてもルックスルー・アプローチを適用し、判断いただく必要があります。その旨、Q&A

		投資であって、貸借対照表等上の資産の部に計上されているものの額 ・第四十四条第二号 自己の Tier 2 資本調達手段への投資であって、資産の部に計上されているものの額 また、フィールドテストの仕様書においては、直接投資及び間接投資の双方を含み、ルックスルー・アプローチを適用して集計すること（2024 年版では 222 項 e 等）とありますが、当該記載から仕様の変更を意図したものかどうかとも明確にして頂けると幸いです。	で明確化する予定です。
29	第 42 条第 4 項	構造劣後を利用した持株会社のシニア債（Tier2）可否 該当箇所:VI.2.4. 構造上の劣後性を有する Tier2 資本調達手段の比較-206&207 (P70) 昨年と今年の仕様書を比較すると、脚注の削除や、「発行代わり金を利用している連結子会社等が、その配当に対する適切な規制及び監督を通じて構造上の劣後性が適切に確保される規制上の枠組みを有する法域に所在していること。」等、表記にアップデートがされているが、日本の保険持株会社がシニア債を調達し、連結子会社（OPCO）に注入するといった、いわゆる銀行の TLAC 債のようなスキームを Tier2 債として認め得るのかの明確化されていないように読める。	日本の保険持株会社が債券等を発行し、連結子会社等にダウンストリームした場合であって、所定の要件を満たすときには Tier 2 資本調達手段として算入できます。なお、銀行規制におけるその他外部 TLAC 調達手段とは要件が異なりますのでご注意ください。また、第 42 条第 4 項の要件を満たす債券等は、一般のシニア債等とは異なる性質を有する場合もあると考えられ、投資家保護の観点から適切に説明することが必要と考えます。その旨を関連条文において明確化しました。

30	第 42 条第 4 項	払込済み Tier2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの）に関し、発行代わり金の連結子会社等へのダウンストリーム手法等に何らかの要件が課される予定があるのか、確認させて顶きたい。	連結子会社等における保険契約者に対する構造上の劣後性を確実に担保するため、算入制限のない Tier 1 資本調達手段、算入制限のある Tier 1 資本調達手段又は Tier 2 資本調達手段（構造上の劣後性を有するもの以外）に相当するものである必要があります。明確化のため、関連条文を修正しました。
31	第 42 条第 4 項 第 1 号	「残余財産の分配について、発行代り金を利用して いる連結子会社等の保険契約者よりも劣後すること。」 これは保険持株会社と当該連結子会社との関係において、構造上の劣後性があることをもって劣後していると判断されるという意味か。あるいは契約上の手当てなどにより、分配順位が劣後することまで必要なのか。この点を明確化頂きたい。	保険持株会社が発行する資本調達手段においては、連結子会社等の保険契約者よりも劣後するための契約上の手当は必ずしも必要ありません。
32	第 42 条第 4 項 第 4 号	「配当に対する適切な規制及び監督を通じて構造上の劣後性が適切に確保される規制上の枠組みを有する法域」を具体的に明示頂きたい。また、具体的な明示が無い場合であっても、法律専門家による法律意見書の具備等で要件を充足出来るのか確認したい。	Q&A で明確化する予定です。
33	第 45 条第 2 項	「持分法による評価額」とありますが、これは「単体 BS で認識している関連会社の取得価額の部分と連結 BS で上乗せで認識する関連会社の利益剰余金の親会社持分の合計額」を指しているという理解でよいかを確認させてください。	ご理解のとおりです。

34	第 61 条	第五章 第二節 第五款 解約及び失効リスクの第六十一条に、次の文言を加えるべきと存じます。 「ただし、わが国の生命保険商品には解約返戻金を固定した商品が多いことを鑑み、当面の間、解約・失効リスク（大量解約）を適用しないこととする。」 ・ 所要資本の計算において、第六十三条のストレス・シナリオ（30%または50%）をそのまま適用すると、今後の金利変動により解約・失効リスクが極端に変動してしまい、保険会社の財務状況を的確に把握しようという経済価値ベースの規制導入の効果が大きく損なわれてしまい、かつ、保険会社のリスク管理の高度化にもつながりません。 ・ 第1の柱の標準モデルとしてここまで強いストレスをかけてしまうと、特に金利上昇時には経済価値ベースの保険負債の減少に伴い、リスク量が急増してまいります。これは日本の生命保険会社が超長期にわたり解約返戻金を固定した商品を中心に提供してきたことに起因する問題であり、金融庁も商品認可を通じてご存じのはずです。こうした現状を踏まえずに、いきなり標準モデルとして強い規制をかけてしまうのは、保険会社の経営を歪めることになりかねません。	貴重なご意見として承ります。 なお、一般論として、解約返戻金が市場金利に依存しない商品を多く保有している場合、金利変動時において、解約及び失効リスクが変動することは実態を表しているとも考えられます。No. 35 もご参照ください。 保険会社のリスク管理の高度化、規制が保険会社の経営を歪めないかについては、第2の柱の重要な論点の1つとして、引き続きモニタリングしてまいります。
----	--------	---	---

		・ここは少し時間をかけて、解約返戻金を固定した商品について議論したうえで、標準モデルへの適用を決めたほうが良いと考えます（当面は早期警戒制度の資金繰り改善措置等で対応）。	
35	第 61 条、 第 63 条	第一の柱の所用資本のうち解約・失効リスクは、「水準及びトレンド」要素と「大量解約」要素のいずれか大きい方とされているが、「大量解約」要素はモデルの実証的根拠が乏しいにもかかわらず金利感応度は特に大きく、金利上昇により、解約・失効リスクが所用資本のうち最大のリスクカテゴリーとなる可能性もある。このため、「大量解約」要素適用時における ESR は、一般に ALM と親和性の高い内部管理モデルにおける健全性指標の動き（金利上昇で改善、金利低下で悪化）と不整合な動きを示しやすくなる。これは、一般消費者の判断や、生保のリスク管理行動をミスリードし、規制の趣旨を損なう可能性があるため、「大量解約」要素を廃止するか、「大量解約」要素の評価金利をストレスシナリオとして固定することを検討する必要がある。例えば、平均予定利率（短期）と UFR（60 年）を結ぶような仮想のイールドカーブを評価金利とすること等が考えられる。	貴重なご意見として承ります。 なお、解約・失効リスク（大量解約）について、十分な経験データが存在しないことはご指摘のとおりですが、過去の 1 つの事例として日本の保険会社の破綻が相次いだ 1990 年代～2000 年代に高い解約率が観測されたケースがあったこと及び信頼水準 VaR99.5% のリスク計測であることを踏まえると、現時点においてはストレス水準が過度に保守的とは言い切れないものと考えております。 生命保険会社のリスク管理については、No. 34 のとおり、モニタリングしてまいります。
36	第 63 条	六十三条 解約・失効リスク（大量解約）の解約割合が日本の過去の事例や日本で販売されている商品の	貴重なご意見として承ります。

		例を踏まえると厳しすぎるように感じます。今後の継続的な見直しが必要は重要事項として取り上げていただきたいと考えます。	なお、No. 35 のとおり、現時点においては、解約・失効リスク（大量解約）のストレス水準が過度に保守的とは言いきれないものと考えております。
37	第 72 条、 第 75 条	各社固有のストレス係数を算出する際に使用するデータについて、第 72 条の統計的品質基準において「最新かつ十分な信頼性を有し」ていること、および第 75 条において「直近十年以上における各事業年度」の各リスクの割合を算出するのに適切なデータを用いることとされておりますが、規制導入後のスケジュールを鑑みると、直近年度のデータを用いることは現実的に困難と考えております。 使用データの期間についての明確な定めはないと認識しているほか、ストレス係数で用いるのは実際の死亡率等ではなく実績値と予測値の比率に係るブレ幅であり、以下の手法も許容され则认为てよろしいでしょうか。 （例：X 年度末のソルベンシー・マージン比率の算出におけるストレス係数を算出するにあたり） （1）X 年度のデータを使用せず、X-1 年度から遡って十年以上のデータを用いる （2）年度単位で区切らず、1～12 月、10～9 月等年度からずれた期間のデータを用いる”	基準日より前の時点までのデータを用いて会社固有のストレス・リスク係数を作成することは許容されます。その旨、Q&A で明確化する予定です。
38	第 74 条	各社固有のストレス係数を適用する場合、より細か	貴重なご意見として承ります。

		い細分化を行うことができる変更を検討いただきたい。 特に罹患及び障害リスクの計算において、第 59 条第 1 項～第 4 項の 4 区分に従って計算されるものの、実際の支払事由によって予実傾向は異なるものであり、第 74 条に規定の区分より詳細な設定を行うことで、実態に即したリスクの計算ができると考えております。	なお、仮に今後ストレス係数の区分を各社の裁量で細分化できるとした場合、所要資本を引き下げることだけに主眼を置いたストレス係数の区分とすることを防ぐため、区分の妥当性について、各社の規模・特性を踏まえた十分な審査が必要になると思料します。
39	第 78 条	生命保険リスクに係る会社固有のストレス係数手法の解約及び失効リスクのカリブレーションについて、年単位で予測（年始）と実績のブレを捉えるものと理解していますが、解約率が金利や為替レートに対して感応的な商品の場合、期中の経済環境の変化による影響もブレと捉えられてしまいますが何等かの手当てが必要ではないでしょうか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、解約・失効リスク（水準及びトレンド）のカリブレーションにおいて、経済環境の変化の影響を除くための調整ができるよう第 78 条の規定を修正しました。また、その具体的な方法については、Q&A に記載する予定です。
40	第 83 条	保険料リスクの計算において、「当該事業年度の正味既経過保険料及び翌事業年度の期待正味既経過保険料」を保険料エクスポージャーとしているが、長期契約における未経過保険料は含まれないという理解でよいのか。 また、長期契約の未経過保険料が含まれない場合、とくに昨今の台風、豪雨災害等の多発・激甚化を踏まえると、長期契約のリスクを過小評価している懸念が	正味既経過保険料がエクスポージャーとなりますので、長期契約の未経過保険料は含まれません。一年間のリスクを計測するものであり、一年間の正味既経過保険料をエクスポージャーとすることで、適切にリスク計測されるものと考えます。なお、台風、豪雨災害等は保険料リスクではなく、巨大災害リスクの計測対象になります。

		あるが、どのような考え方によりリスク係数が設定されているのか。	
41	第 85 条	損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法の適用対象は、別表六に掲げられているもののうち、不動産リスクの対象である不動産ローン保証保険及び信用リスクの対象である信用保険も含まれますか。	ご理解のとおりです。損害保険リスクに係る会社固有のリスク係数手法では、不動産ローン保証保険及び信用保険が対象であることが明確になるよう第 80 条（第 85 条第 2 項で準用）の規定を修正しました。
42	第 89 条	地域区分から地理的区分、商品区分から商品大区分の統合が同時に行われるため、FT テンプレートの算式を知っていれば問題ありませんが、そうでない場合は、分かりにくいように思います。規制導入後も算式入りのテンプレートは提供される想定でしょうか。	規制導入後も算式入りのテンプレートを提供する予定です。
43	第 93 条	火災保険の巨大自然災害リスク計測において、機構モデルは標準モデルとして位置づけられているが、金融庁は機構モデルに対して、内部モデル手法と同様の審査要件で審査を行ったのか。	機構モデルは、火災保険に係る参考純率や責任準備金の算出等に用いられており、また現行規制における巨大災害リスクの計測においても日本の多くの損害保険会社が使用している実績があり、合理的なリスクモデルであると認められることから、標準的手法として指定しております。 なお、ソルベンシー・マージン比率のリスク計測に際して機構モデルを使用する場合には、機構モデルの特性を十分に理解し、例えばリスク計測に際して保険会社が自ら設定した要素の妥当性等については、各社における重要性やデータの入手可能性等に応じた適切な検証が求められる点には留意が必要です。

44	第 98 条	経済価値ベースのソルベンシー規制（第 1 の柱）に関する告示案（別紙 6 の「保険業法施行規則第八十六条及び第八十七条等の規定に基づき保険金等の支払能力に相当する 額及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」）の第九十八条（取引信用保険のリスクの額）の非比例再保険の取扱に関して、以下の観点により、再検討いただきたくコメントいたします。 ・現状の算出方法では、正味既経過保険料にストレス係数を乗じて算出することになっています。また、ストレス係数に関しては、格付区分が無格付の場合又は格付が利用できない場合は、「2008 年度から 2010 年度の間の三事業年度の経過ベース（もしくは収入ベース）のグロス損害率の最大値」、もしくは「80%」の高い方を使用することとなっています。 ・正味既経過保険料を乗じることで比例再保険の考慮が行われていると理解していますが、巨大災害発生時に備えて設定している超過損害額再保険などの非比例再保険に関しては、（特に 2008 年度から 2010 年度のグロス損害率の最大値を採用した場合）、再保険料以上のリスク削減効果が発揮されないことから、リスク実態が十分に反映されていないとも考えられます。	貴重なご意見として承ります。 計算方法の簡明性や全体における当該リスクの重要性等を踏まえて、現在の仕様としております。
----	--------	---	---

		実態として、非比例再保険によりリスク管理を実施している会社においては、その効果が（新）ソルベンシー・マージン比率の計算に反映されないことで、保険会社に対して必要以上の所要資本を計上するものになりうると考えています。	
45	第 104 条第 2 項	「標準正規乱数 X_i は、金利リスクの額が大きく異なることのないよう、十分な数の乱数を生成しなければならない」とありますが、FT と異なり、各社で乱数を生成する必要があるということでしょうか。またその場合、標準的な乱数の設定方法を Q&A に記載されるのでしょうか。	規制導入後においても、現状のテンプレートと同等のものを提供する予定ですので、テンプレートにある乱数を使用することも許容されます。
46	第 111 条	内部割引率手法は、金利リスクの評価にあたり保険負債評価を洗い替えるものと理解しており、一項に記載されている内部割引率に基づき経済価値ベースのバランスシートを求める記載までは求められてはいないと理解しておりますが、記載の趣旨を確認させていただきますでしょうか。	金利リスクは、各ストレスの適用前後における経済価値ベースの純資産の減少額を基礎として計算されるものであるため、当該記載としております。当該減少額を算出できる場合、必ずしも経済価値ベースのバランスシート全てを作成することは求めておりません。
47	第 130 条第 7 項	第百三十条第七項は、「第九十二条第二号を適用している場合における」（日本以外に係る巨大自然災害リスクの標準的手法）とありますが、第九十八条（その他の巨大災害のうち取引信用保険のリスクの額）も対象ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、第 130 条第 7 項の規定を修正しました。
48	第 133 条第 3 項	係らず→かかわらず	ご指摘を踏まえ、条文を修正しました。

49	第 145 条第 1 項 第 3 号	「前二号において、適格担保の通貨と信用エクスポージャーの通貨が異なる場合は、適格担保の時価に 80%を乗じた上で、前二号を適用する。」について、四半期または月次等の頻度で、原エクスポージャーと担保の通貨変動による時価変動分をヘッジするような規定となっている場合（ないしは、極端な為替変動時に担保の追加拋出が認められている場合）には、80%よりも高い係数を認めていただきたい。	貴重なご意見として承ります。 全社一律に適用する標準的手法であり、計算方法の簡明性の観点も考慮して、一律に 80%のヘアカットとしております。
50	第 146 条	再保険に係る信用エクスポージャーに対する信用リスク削減手法について、ヘアカット・アプローチによる信用リスク削減効果の認識を損害再保険契約に限定せずに生命再保険契約についても認めていただきたい。	貴重なご意見として承ります。 第 146 条第 2 項第 2 号のとおり、ヘアカット・アプローチにおいては、再保険に付された保険契約に係る保険負債及び当該再保険の担保に基づき、「担保付再保険契約に係る所要資本の額」を計算する必要があるがございます。生命再保険においては、当該計算の対象となる資産・負債が長期かつ複雑なものである場合も想定されることから、その実行可能性について、慎重な検討が必要と考えられます。
51	第 156 条	税金の損失吸収効果の上限について、将来の課税所得の見積もりが過度に保守的になっており、現行の財務会計と大きく乖離した状況となっていると考えます。 以下 4 点を変更するのが妥当ではないでしょうか。	貴重なご意見として承ります。 所要資本における税効果の上限について、ストレス下における将来の課税所得は精緻に見積もることが実務上困難であること、また通常の条件下における将来

		(1)「税引前当期純利益（純剰余）」を「課税所得」に変更。 (2) 保守的な掛け目（50%）を軽減。 (3) 5年間を10年間等に拡大。 (4) 将来の課税所得に将来推計値を使用する方法を認める。 【(1)～(4)の理由】 (1) 本来は「課税所得」がリスク顕在時に使用できる税効果の対象額となることから、告示案の手法では過度に保守的となっている。 (2) 掛け目の50%に根拠が示されておらず、また、リスク顕在後はその状況に応じて将来の新契約の保険料率、保証内容、販売戦略等の変更を一定程度実施することができ、課税所得を増加させる余地があることから掛け目を乗じる必要はないと考えられ、告示案の推計手法が過度に保守的となっている。 (3) 5年間に限定している理由が不明であり、現行会計の繰延税金資産の回収可能性の蓋然性の評価は長期にわたりオープンモデルで実施していることから、より長期的なスパンで税効果を評価すべきと考えられる。	の課税所得よりも小さくなることが想定されることから、一定の保守性を踏まえつつ、客観性のある指標を用いて簡便的に計算することとしております。
--	--	---	--

		(4) 将来の課税所得の推計に過去実績を用いている方法は、ビジネスモデルの転換期等においては適切とは限らないと考えられる。 また、追加責任準備金のように、将来の戻入時に、その戻入額に法定実効税率を乗じた金額を法人税等調整額とするような費目にかかる経済価値ベースの繰延税金資産は、評価日時点の残高に法定実効税率を乗じた金額とするのではなく、将来の法人税等調整額の現在価値としてはいかがでしょうか。	
52	第 157 条	連結ベースの計算において、持分法が適用される（全部連結でない）非保険事業の関連会社の株式については、連結ベースの貸借対照表上に資産として計上されていても、非保険事業に係る所要資本を計上するため株式リスクの所要資本はゼロとする旨を明記すべきではないでしょうか。	第 47 条第 3 項第 5 号において、非保険事業に係るものの額は、株式リスクを含むストレス・アプローチによるリスクの額の計算において、再計算をしないものと規定しております。
53	第 159 条	内部モデルについて、巨大自然災害リスクのみを対象とされつつ「将来的には、優先度に応じて段階的にスコープの拡大を検討する」とされております。以下の理由から、巨大自然災害リスク以外の全てのリスクについての内部モデルを新規制導入時から導入することが望ましいと考えます。 ・巨大自然災害リスク以外のリスクに対する内部モ	貴重なご意見として承ります。

	デルの導入が遅れることにより、その間は保険会社のリスク特性を適切に反映しない形で健全性が評価されることになる懸念がある。例えばリスクの実態に照らして過大なリスクチャージとなり、本来なら不要な資本が拘束されることに繋がり、その結果として契約者（価格転嫁・配当の遅れ）や株主（資本拘束・収益悪化）に不利益が生じる可能性も考えられる。 ・巨大自然災害リスクは、標準モデルの中で確率論的モデルを用いて計測できる中、各社のリスク特性を適切に反映するために内部モデルが必要な優先度の高いリスクは、巨大自然災害リスクに限定されたものではないと考える。例えば、株式リスクについて、保有株式の大半を日本株式で占める保険会社において、日本株式とは異なるボラティリティをもつ先進国株式のリスク係数を用いて評価したり、また、ボラティリティの小さいヘッジファンド等に投資する保険会社において、欧米の IAIG 等の投資先も踏まえて設定された「その他の株式」のリスク係数を用いて評価すると、リスクの実態から大きく乖離する可能性があり、その結果、保険会社の投資行動の歪みが生じる可能性がある。 ・保険会社は、同一のリスクに対して、新規制用と内部管理用で異なる計測や指標の管理が必要となり、	
--	--	--

		計測負荷や経営管理の複雑化が生じる可能性がある。 また、内部管理で用いる内部モデルを高度化すると、1柱 ESR との乖離が大きくなり経営管理が困難になるため、保険会社がリスク管理の高度化を行うインセンティブを損なう可能性がある。	
54	第 167 条第 1 項 第 3 号	エキスパート・ジャッジメントの定義として、「統計的、経験的その他の客観的な証拠のみでは一意に選択又は設定することが困難なデータ、前提条件又は計算手法を、保険数理、リスク管理その他の関連領域の専門家の経験又は知見を基に決定する判断行為をいう」とされている。 例えば、前提条件の設定において過去のデータが存在する場合でも、統計処理方法次第で異なる結果となるため、一意に選択又は設定できるケースはほぼ皆無とも考えられる。他方、一意に選択又は設定することを求めているのではなく、一意に選択又は設定することが「困難な」場合にエキスパート・ジャッジメントに該当するとされている。ここで、困難か否かは判断余地があると考え。その結果、客観的な証拠等に基づき一定の合理的な範囲に収まっていれば、その結論を得ることは困難ではないとして、エキスパート・ジャッジメントには該当しないと考えられるが、その理解でよいか。	定義に沿ってご判断ください。なお、保険数理、リスク管理その他の関連領域の専門家の経験又は知見を基に決定されていなければエキスパート・ジャッジメントには該当しません。

55	第 171 条第 2 項	第 2 号及び第 3 号において前回の検証に関する事項についての記載が求められているが、初回の申請においては、ここでいう「前回の検証」は以下のいずれの取扱いとなるかご教示いただきたい。 1) 初回の申請においては、前回の検証に関する事項を記載することは不要となる。 2) 初回の申請であっても、社内において過去に検証を実施している場合は当該過去の検証のうち前回の検証に関する事項を記載する。	2) と解してください。
56	第 171 条第 2 項	第二号及び第三号において前回の検証に関する事項についての記載が求められておりますが、初回の申請においてはここでいう「前回の検証」とは以下のいずれを指すものかご教示ください。 (1) 初回の申請においては不要 (2) 初回の申請であっても、社内において過去に検証を実施している場合は当該過去の検証のうち前回の検証	No. 55 を参照ください。
57	第 184 条 第 1 号イ（１）、第 2 号イ（１）	採用する企業会計基準における保険契約（再保険契約）の未稼得利益を除くとされているが、以下の点を確認したい。 ・ 保険負債等に黙示的に含まれる未稼得の利益の額も含めて除くという理解でよい（例えば、IFRS 第 17 号における保険料配分アプローチを採用している保	保険負債等に黙示的に含まれる未獲得の利益の額は除かないものとします。 第 184 条第 1 号において、経済価値ベースの保険負債の額に評価替えするものとしており、経済価値ベースの保険負債の額は、第 11 条に規定のとおり MOCE を含むものであることから、ご指摘の懸念は生じないも

		険負債など) ・ IFRS 第 17 号における非経済リスクに係るリスク調整の額は未稼得の利益とは異なる定義であると理解しているが、現在推計に含むと MOCE の計算と重複して適切ではないため、補足が必要ではないか。	のと考えます。
--	--	---	----------------

3. 3 柱告示案に関するご意見

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	別紙様式第3号	「金利リスクの額」の追加情報として「うち資産に起因する額」「うち負債に起因する額」を加えるべきと存じます。 専門的な知見を持つ第3者として、外部から保険会社の金利リスクおよび金利リスク管理の現状を把握するうえで、上場生命保険グループの一部が任意開示している「資産・負債の将来キャッシュフロー構造」の開示があると大変参考になります。 この情報の制度開示は難しいという判断なのであれば、せめて金利リスクの資産・負債別の内訳の開示が必要です。他の市場リスクとは違い、金利リスクは資産・負債それぞれに起因するものなので、その内訳は重要です。市場規律を通じた保険会社のリスク管理高度化を促すためには不可欠な情報と考えます。	金利リスクの追加情報としての「うち資産に起因する額」「うち負債に起因する額」（及び金利リスクの資産・負債別の内訳）の趣旨が必ずしも明らかではございませんが、別紙様式第7号の感応度分析により一定把握可能な情報と考えられること、別紙様式第3号において市場リスクの内訳の更なる内訳を開示することはかえって分かりやすさを損ねるおそれがあることを踏まえ、ご提案の金利リスクにおける内訳の追加は致しません。 また、「資産・負債の将来キャッシュフロー構造」について、保険会社の金利リスク及び金利リスクの管理の現状を把握するという趣旨からは、別紙様式第7号の感応度分析により一定程度代替可能と考えられること、保険会社のALMの方針は様々と考えられキャッシュフロー構造を示すことのみではかえって誤解を招くおそれがあることから、ご提案の追加は致しません。 なお、別紙様式第7号の感応度分析においては、No.6のとおり、内訳を追加することとしております。
2	別紙様式第4号	別紙様式第四号の「(記載上の注意)11(2)①資	「11(2)」は、経済価値ベースのバランスシートの

		産の評価方法、②負債の評価方法」において、プロポーショナルリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項の記載が要請されていますが、これらは、 「11（４）経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項」における会計上の見積りの要素とも考えられますが、会計上の見積りに記載するのではなく、別掲するという理解で良いでしょうか？それとも、それぞれで記載する想定でしょうか。	作成方針に関する事項を、「11（４）」は、経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項を記載することを定めています。重複する記載がある場合においては「11（２）」と「11（４）」の双方に同じ記載をすることまでは想定しておらず、もう一方を参照することで記載を省略しても差し支えありません。
3	別紙様式第４号 （記載上の注意）11（２）	「（記載上の注意）11（２）①資産の評価方法、②負債の評価方法」において、プロポーショナルリティ原則の適用、マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項の記載が要請されているが、これらは「11（４）経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項」における会計上の見積りの要素と考えられるが、会計上の見積りに記載するのではなく、別途記載するという理解でよいのか。それとも、それぞれ記載する想定か。	No. 2 をご参照ください。
4	別紙様式第４号	別紙様式第四号の「（記載上の注意）11（４）経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項 ①会計上の見積りに関する次に掲げ	ご理解のとおりです。

		る事項 (iii)・・・会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」については、現状の業務報告書のひな形である「保険業法施行規則別紙様式第七号」等と同等の要求と見受けられますので、「会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号）」をしん酌して以下の記載が要求されると解釈できますが正しいでしょうか。 (1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法 (2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定 (3) 翌年度の財務諸表に与える影響	
5	別紙様式第4号の2	(別紙様式第四号の二) 有価証券の内訳ですが、外国証券のなかは、円建外債、外貨建債券、外国株、子会社株（単体の場合）、その他と性質の異なるものが含まれすぎているので、区分を見直していただきたいです。(別紙様式第五号)では、少し改善されているが円建債がまぎれてしまう。有価証券報告書で使用しているものと全く同じものを使い続ける必要はないのではないのでしょうか。	当該別紙様式では、財務会計ベースの額からの経済価値ベースの額への組換えや評価替えに係る情報について開示することを主な目的としており、理解のしやすさや保険会社による対応の負荷を踏まえ、有価証券報告書等で使用されている項目を用いることとしております。
6	別紙様式第7号	別紙様式第七号の感応度表の開示項目に、経済価値ベースの保険負債を加えることをお願いいたします。 国毎の金利感応度の開示を要求している点を高く評価いたします。一方で、生保のALMの常用を把握する状	各シナリオの結果の内訳として経済価値ベースの保険負債を加えることについて、本パブリックコメントを通じ情報利用者における感応度分析への関心の高さが明らかとなったこと、そのため情報利用者が感応度

	況である資産側と負債側での金利感応度の開示が要求されていない点には改善の余地があります。開示のユーザーである投資家にとって有益であるだけでなく、規制当局にとっても有用なはずで。日本の生保の資産と負債のデュレーションギャップはかなり縮小しましたが、まだ一部では大きなギャップを抱えています。開示の改善案としては、別紙様式第七号の感応度表の開示項目に、経済価値ベースの保険負債を加えることをお願いいたします。適格資本の感応度と組み合わせれば、資産側と負債側への影響を把握することができます。ICS 同様の大量解約リスクの考え方をとりいれたことで、金利が上昇すると解約率も増える想定となり、解約リスクが増えることで ESR が減る現象が起きやすくなっています。金利感応度の開示に、大量解約リスクの手法のノイズが含まれています。従って、資産と負債の純粋な金利変動による影響を知ることができるような開示を求めます。 上記感応度の開示項目の株式・不動産を株式と不動産に分けること、あるいは日本株のみ別にすることで、リスクがより明確になると考えます。 別紙様式第七号の感応度は、市場指標関連のものと	分析の結果をより理解するための内訳の開示の必要性が高いと考えられること、特に金利に対する感応度については技術的な複雑さから所要資本の額の構成（別紙様式第3号）やその他の情報だけでは把握が困難であることから、別紙様式第7号に保険負債を含む大まかな区分でのバランスシート（総資産、保険負債（MOCEを除く）、MOCE、非保険負債、純資産）への影響を追加することと致します。 株式・不動産のシナリオに関するご意見及び解約率のシナリオに関するご意見については、別紙様式第7号はこれまで実施してきたフィールドテストにおける報告様式・シナリオをもとに設定したものであり、シナリオの追加・変更は保険会社の準備に一定の影響を及ぼすと考えられること、所要資本の額の構成（別紙様式第3号）や有価証券の内訳（別紙様式第4号及び第5号等）等により一定程度これらの情報は補完できることを踏まえ、追加・変更しないことと致します。
--	---	--

		UFRのみですが、保険関連の要因を追加するべきと考えます。生命保険は長期なので、このような要因の変化の影響も大きく、解約率の影響もあります。死亡率よりも解約率のほうが比較的大きく変動することも過去の実績からわかっています。従って、死亡率や罹患率の仮定に関する感応度について開示を見送るとしても、解約については開示すべき項目と考えます。	
7	別紙様式第7号	「大量解約」要素適用により ESR が、ALM と親和性の高い内部管理モデルの健全性指標と不整合な動きをするとしても、告示案の別紙様式第三号で解約・失効リスクの年次変化の内訳が取得可能なので、専門的な外部者が ESR を独自に補正して解釈する余地がある。一方で、金利に関する感応度分析は生保の ALM 戦略の実態を理解するうえで年次変化以上に重要な意味を持つが、所用資本で解約・失効リスクの内訳表示がないと、専門的な外部者が ESR の金利感応度を独自に補正して解釈することもできない。第三の柱で保険会社のリスク管理の実態の理解を促し、それを通じて保険会社自身のリスク管理の進展を促すためにも、感応度分析における解約及び失効リスクの額の内訳表示が開示されることが必要である。具体的には、告示案の別紙様式第七号について、金利に関する項目（ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ）の「所要資本の額」欄に括弧書きで「解	No. 6 のとおり、感応度分析については、各シナリオの結果の内訳を充実させることと致します。所要資本については、シナリオや保険会社の特性に応じ、どのリスクカテゴリーに影響があるかは一概には言えないと考えられますので、解約及び失効リスクに限定せず、生命保険リスク、市場リスクの内訳を追加することと致します（合わせて、監督指針Ⅲ－2－15－2(2)⑨において保険会社が重要と考えるリスクの額は別紙様式第7号への自主的な開示を推奨するよう一部改正致します）。各シナリオにおけるこれらの所要資本の内訳と No. 6 のとおり追加するバランスシートへの影響を合わせて分析することにより、保険会社の金利リスク及びその管理の状況は一定程度把握可能であり、ご懸念は一部解消されるものと思料します。

		約及び失効リスクの額」を記載するよう変更すべきである。	
8	別紙様式第7号	金利に関する項目（ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ）の「所要資本の額」の追加情報として「解約及び失効リスクの額」を加えるべきと存じます。 専門的な知見を持つ第3者として、この情報がないと、外部から保険会社の金利リスク管理の考え方（例えば自立的なリスク管理なのか、単に規制上の比率を確保したいだけなのか、など）を把握できません。市場規律を通じた保険会社のリスク管理高度化を促すために必要な情報です。	No.7を参照ください。
9	別紙様式第8号 （第1面）	別紙様式第八号の適格資本の変動要因の開示項目に追加を求めます。この案では、市場指標の変動の影響が多いですが、保険業固有の変動要因を区別するために、保険関係のうちの「生保の死亡・生存関連の実績と仮定の差異および仮定の変更の合計」、「生保の解約関連の実績と仮定の差異および仮定の変更の合計」の開示を義務づけることが良いと考えます。損保関連はひとまとめでも良いと考える。なぜなら日本の損保の長期負債の保険は全体にとって限定的な部分であるため、規模は小さいと考えるためです。	別紙様式第8号（第1面）の適格資本の額の変動要因分析の内訳については、これまで実施してきたフィールドテストにおける報告様式をもとに設定したものであり、内訳の追加・変更は保険会社の準備に一定の影響を及ぼすと考えられること、「非経済前提条件の変更」を「死亡・生存関連」と「解約関連」とに分離することは技術的に容易ではないと考えられ、その方法に一定の検討を要すことを踏まえ、経済価値ベースのソルベンシー規制導入時には、ご提案いただいた変更は致しません。

4. 告示 231 号の一部改正案に関するご意見

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	別表第二	予定利率リスク相当額について、予定利率の区分およびリスク係数は、どのような考え方・計算方法により見直しを行っているのか。	当告示に定める予定利率リスク相当額については、現行（改正前）のソルベンシー・マージン比率の計算における予定利率リスク相当額の計算方法を踏襲し、予定利率リスクのリスク係数の変更については、主にデータのアップデートを行ったものです。 また、外貨建保険の販売量増加なども踏まえ、同保険の商品区分に対応する資産について、その価格変動準備金の積立基準及び限度額を適切なものにするため、規則第 66 条第 2 項を新たに加えることとしております。この改正を踏まえて、危険準備金においても同様に新たな予定利率の区分を設けるものです。
2	－	御庁としても、2025 年度の半期・四半期決算において、中間状況表等で、現行（改正前）のソルベンシー・マージン比率の算出を求めることとなると想定しているが、こちらの算出における「予定利率リスク」は、仮に危険準備金の繰入額の算定において改正後の基準を用いたとしても、現行（改正前）の基準に基づいて算出をする理解で相違ないか。	2025 年度の半期・四半期決算における現行ソルベンシー・マージン比率及び危険準備金の積立に係る予定利率リスクの算出については、現行の基準に基づいて算出してください。 なお、1. 保険業法施行規則（本則・別表・別紙様式・附則）の一部改正案に関するご意見 No. 4 もご参照ください。
3	附則	危険準備金にかかる告示の附則において、2025 年度の予定利率リスク相当額の増加額の算出における、「2024 年度末の予定利率リスク相当額」を、「改正前	経過措置の趣旨としましては、システム対応や実務負荷などを考慮し、各社の状況に応じた対応を可能としたものです。

		の基準」とすることができる旨、経過措置が規定されているが、当規定について、リスク係数の引き下げ方向である以上、経過措置を適用したほうが積立基準の金額が小さく算出されることとなるはずである。あえて「できる」規定としている趣旨をお伺いしたい。	
--	--	--	--

5. 監督指針の一部改正案に関するご意見

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	II-2-1-4	「財務の健全性が十分に確保されており、かつ、保険契約者への利益還元に資すると認められる場合」に金融庁長官が定める取崩しに関する基準によらない取崩しを行うことができることとされ、さらにその具体的な内容について監督指針 II-2-1-4(8)において「保険契約者への配当の充実」が挙げられております。 本改正により、会計上、一時的な損失が生じた場合であっても危険準備金を取り崩すことによって安定的な配当を実施することを通じ、契約者利益の確保が可能となると考えられます。 一方で、改正後であっても引き続き保険業法第 55 条の 2 および第 114 条に定める「公正かつ衡平な分配」を実施することが必要であり、例えば、配当の割当・分配は個別契約の貢献に応じて行われる必要があることに変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	II-2-2-2(2)⑤	監督指針（案）II - 2 - 2 - 2(2)⑤に記載の「柔軟性を持って判断する」とは、令和 6 年 5 月に公表されております「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」の論点 3.5.4.3⑦に記載されている株式リスクの削減や回復期間の延長措置が市場環境に応じて取られると理解して良いか。	ご理解のとおりです。

3	II-2-3	・早期警戒制度は早期是正措置とセットで保険会社の経営の健全性を確保していくための手法です。早期是正措置が経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率に基づいたものに移行するのであれば、早期警戒制度にも経済価値ベースの考え方を積極的に取り入れる必要があります。 ・そこで「II-2-3-1 意義」を以下のように修正すべきと考えます（なお書きを追加）。 保険会社の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 132 条第 2 項に基づき、ソルベンシー・マージン比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。 このため、以下により、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、保険会社の早め早めの経営改善を促していくものとする。なお、経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率の導入に伴い、以下においても経済価値ベースに基づく考え方を積極的に取り入れていくこととする。	貴重なご意見として承ります。 なお、「II-2-3-1 意義」への「なお書き」の追加については、当該監督指針の規定では「法第 132 条第 2 項に基づき、ソルベンシー・マージン比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要がある。」とあり、「法第 132 条第 2 項に基づき、ソルベンシー・マージン比率」自体が、「経済価値ベースのソルベンシー・マージン比率」を指しています。 また、「収益性改善措置」「信用リスク改善措置」「安定性改善措置」「資金繰り改善措置」は、ご理解のとおり、銀行の早期警戒措置に準拠したカテゴリーとしておりますが、それぞれの基準等は、保険会社のリスクに対応したものに變更しております。
---	--------	---	---

		・なお、現行の早期警戒制度の監督手法・対応は「収益性改善措置」「信用リスク改善措置」「安定性改善措置」「資金繰り改善措置」は、先行して導入した銀行のものに準拠したカテゴリーとなっていて、保険会社向けにカテゴリーを見直すべきかと存じます。よって、「II-2-3-2 監督手法・対応」を現行カテゴリーのまま修正するのではなく、2回目のパブコメに向けて再検討すべきかと存じます。	
4	II-2-3-2(3)	ESR が十分な水準にも関わらず会計上の純資産がマイナスとなった場合は何らかの監督措置を行うということでしょうか。	会計上の債務超過に陥り又は陥る可能性がある場合であって、保険業法第 128 条又は第 132 条等に該当する場合には、これらの条文に規定された命令が発出されることがあります。
5	III-2-15-2	「記載項目についての留意事項」の「一般的な留意事項」の「規則に定められた義務的な開示項目以外の情報を自主的・積極的に開示することは、何ら差し支えないことに留意する。特に、保険会社の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち、例えばソルベンシー・マージン比率など、特に重要なものについては、四半期ごとの開示に努めるべきであることに留意する。」の記載内容について意見を提出いたします。 上記の文書については、現時点での「保険会社向けの総合的な監督指針」改正案では修正がないと理解しております。	貴重なご意見として承ります。 なお、「III-2-15-2 1 ③」は、規則に定められた義務的な開示項目以外の情報について、自主的・積極的に開示することの定めになります。 経済価値ソルベンシー・マージン比率（ESR）規制においても、「特に、保険会社の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち、例えばソルベンシー・マージン比率など、特に重要なものについては、四半期ごとの開示に努めるべきであることに留意する。」点については変更ございません。

		しかしながら、実務に鑑み四半期のたびに期末と同水準での ESR 計算を行う場合は業務の負荷が非常に高く、当社のような小規模会社・保険数理部門のリソースでは対応が困難です。（期末の決算を実施しながら経済価値ベースの財務諸表を作成し、それに加えて監査法人対応を平行して行うためです。）そのため例えば四半期報告では、3 月末または 9 月末の経済前提を流用して第 1 四半期又は 3 四半期の ESR 数値を計算し、その結果を開示することができるなどの、一定の緩和・作業軽減措置を行ったうえで「四半期ごとの開示に努めるべきであることに留意する」などと記載を見直しいただけますと幸甚にございます。	
6	III-2-17-1	「ESR 関連統制機能」と令和 6 年 5 月公表の「経済価値ベースのソルベンシー規制に関する残論点の方向性（以下、「残論点の方向性」）」との関係について確認させてください。 ・「残論点の方向性」における論点 5.1.2「保険数理機能」と論点 5.1.3「ESR 検証機能」は、「ESR 関連統制機能」に包含されつつ、2つの検証機能（検証責任者と検証責任者以外の者から構成される）の整備が求められるとの理解で良いでしょうか ・また、その認識が正しい場合、例えば「保険負債の検証レポート」(2)3 ソや「ESR 検証レポート」(2)4	ご理解のとおりです。

		タにおいて用いられている「検証責任者及び検証チーム（の独立性・適格性要件の充足状況）」は、これら2つの「検証機能」と同義と言う理解で良いでしょうか。	
7	III-2-17-1(1) ③ア	独立性の要件に関して、「ア. ESR 関連統制機能の権限及び責任は取締役会（略）によって承認されたものであるか。」とあるが、取締役会と同等の会議体でも認められるか。	ESR 関連統制機能の権限及び責任は、取締役会（外国保険会社等及び免許特定法人の場合にあっては、日本における代表者。）によって承認されたものである必要があります。
8	III-2-17-1(1)	「ESR 関連統制機能」の責任者は「収益部門・収益管理部門・商品開発部門」から独立することとされているが、なぜ独立する必要があるのか、また独立していることが望ましいと考える業務（例えば「決算」や「保険料率の設定」等）について具体的に金融庁のお考えを示していただきたい。	過度に楽観的な判断・見積りが行われる可能性等を極力排除し、ESR の適切性を確保する観点から、「ESR 関連統制機能」の責任者は、収益責任を有する業務部門（収益部門、収益管理部門、商品開発部門を含む）からの独立性が必要であると考えられます。 そのため、「ESR 関連統制機能」の責任者には、収益責任を有する保険商品の開発、営業活動、投資活動等の業務から独立していることを求めています。
9	III-2-17-1(1) ③カ	「統制機能間で利益相反の関係を有していないか。」との着眼点が述べられておりますが、統制機能間で生じうる利益相反について具体的にどのようなものがあるかご教示ください。	ESR 関連統制機能がリスク管理の機能の一部を構成する場合において、ある計算前提の選択に係り、保険負債における計算前提の選択と資産評価における計算前提の選択に整合性が求められるような状況において、リスク管理機能（ESR 関連統制機能を含む。）と保険数理機能が計算前提の検証の結果、異なる結論を導き、計算前提の選択の整合性を欠く事態となるなどのケース

			が考えられます。
10	III-2-1-7-1(1) ③カ	「統制機能間で利益相反の関係を有していないか。」との着眼点が述べられているが、統制機能間で生じ得る利益相反について具体的にどのようなものがあるかご教示いただきたい。	No. 9 を参照ください。
11	III-2-1-7-1(1) ③コ	「保険グループ又は保険会社の規模や特性に応じて」及び「保険数理とリスク管理の領域において求められる能力や経験が違ふことに起因して、例えば、両者の部門を分ける等の対応を行うことも考えられる」とあるが、これは仮に保険グループ又は保険会社の規模が大きい場合や事業内容がより複雑な場合等においても、保険グループ又は保険会社の判断により各統制機能を同一の部門が担当することが望ましいと判断する場合においては、両社の部門を分けることが必ずしも求められるものではないという理解でよいのか。	一般的には、保険グループ又は保険会社の規模が大きい場合や事業内容がより複雑な場合等においては、各統制機能を同一の部門が所管することが望ましいと判断する場合は想定されないものと考えられます。
12	III-2-17-1(1) ③コ	「保険グループ又は保険会社の規模や特性に応じて」及び「保険数理とリスク管理の領域において求められる能力や経験が違ふことに起因して、例えば、両者の部門を分ける等の対応を行うことも考えられる」とありますが、これは仮に保険グループ又は保険会社の規模が大きい場合や事業内容がより複雑な場合等においても、保険グループ又は保険会社の判断により各統制機能を同一の部門が望ましいと判断する場合にお	No. 11 を参照ください。

		いては、両者の部門を分けることが必ずしも求められるものではないという理解でよいことを確認させてください。	
13	III-2-17-1 (1) ④、(2)①	(1) ④では、「ソルベンシー・マージン比率に関連する検証結果が取締役会に報告されているか。」とあり、一方で(2) ①では、報告書を「取締役会等に報告しているか。」とあります。 このことから、報告書については取締役会ではなく経営会議やリスク管理委員会等の会議体に報告し、当該報告書の概要をまとめた検証結果について取締役会に報告することで問題ない（報告書自体を取締役会に報告することは求められない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	III-2-17-1 (1) ④、(2)①	(1) ④では「ソルベンシー・マージン比率に関連する検証結果が取締役会に報告されているか。」とあり、一方で(2) ①では、報告書を「取締役会等に報告しているか。」とある。 このことから、報告書については取締役会ではなく経営会議やリスク管理委員会等の会議体に報告し、当該報告書の概要をまとめた検証結果について取締役会に報告することで問題ない（報告書自体を取締役会に報告することは求められない）との理解でよいか。	No. 13 を参照ください。
15	III-2-17-1 (2)	保険会社向けの総合的な監督指針の一部改正案 III-	ご理解のとおり、中間期末においては、内部検証は必

		2-17-2(2)について、令和6年5月29日付「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」のとおり、中間期末においては保険負債検証レポート及び ESR 検証レポートの作成は不要とする旨を記載してはどうか。	須とする一方で、保険負債の検証に関する報告書及びソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書の提出は不要です。 監督指針の全体の平仄から掲載は控えることといたします。
16	III-2-17-2(旧)	従来は保険会社向けの総合的な監督指針において金利ステップ・アップ幅に係る規準(制約)が規定されていたが、新規制においてはTier2 資本調達手段に付されたステップ・アップ金利の水準については、上限は設けられていないとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。
17	III-2-17-4	相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合として、専ら純投資目的等により発行市場において他の金融機関等の資本調達手段を取得する場合も、意図的持合には該当しない旨を明確化頂きたい。	III-2-17-4(※)において、同趣旨の内容を記載しております。
18	III-2-17-7	「ソルベンシー・マージン比率における保険負債の計算に用いるイールド・カーブは、ソルベンシー・マージン比率告示 第3章第2節第3款に照らして適切なものであるか。なお、当分の間金融庁が公表する保険負債の計算に用いるためのイールド・カーブは、同告示に照らして適切なものとする。」とありますので、金融庁では、毎期末(3月末・9月末)にイールド・カーブ	ご理解のとおりです。

		を作成して、一般に公表する予定があると考えてよい か。 また、金利リスクの算出に使用する各種パラメータ についても一般に公表する予定があると考えてよい か。	
19	II-3-5-2	・ 今回の規制導入に伴い、(5)に以下を記載すべきと 考えます（現行の(5)は(6)に修正）。 (5) 保険会社はリスクとソルベンシーの自己評価に おいて、ソルベンシー・マージン比率（標準モデル）と 内部管理上のリスク管理手法との差異分析を行い、評 価を実施しているか。その際、規制が求める比率は全 ての保険会社を対象にした、いわば最大公約数的なも のであり、リスク管理の高度化には保険会社自らの事 業特性やリスク特性に応じたリスク管理手法を積極的 に採用する必要がある点に留意すべきである。 ・ 「経済価値ベースのソルベンシー規制の概要」3ペ ージにあるとおり、「狭義のソルベンシー規制にとど まらない、保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多 面的な健全性政策について、「3つの柱」の考え方を採 用」しているので、第1の柱（標準モデル）に過度に 依存したリスク管理は金融庁の意図するところではあ	貴重なご意見として承ります。 なお、第1の柱は個社ごとの事情を一定程度捨象す る等、規制として使用されることを踏まえた手法であ る一方、保険会社の内部管理は各社が自社の特性に応 じた最適な手法を選択するものであり、各社の特性や 内部管理の目的に応じた創意工夫や高度化を行ってい くものであると認識しております。

		りません。そのため、金融庁として「標準モデルと内部管理上のリスク管理手法の差異があるのが当然である」というメッセージを出し、保険会社のリスク管理の高度化を促す（少なくともリスク管理を後退させない）必要があると考えます。	
20	II-3-5-4	「リスクとソルベンシーの自己評価に係る基本方針及び体制等についても開示しているか」とありますが、 (1) 今回「開示」を追加する意図（既に報告徴求にてリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSA レポート）を金融庁へ報告していますが、それで不十分と考える理由）をご教示いただけますでしょうか。 (2) 「基本方針」について定義をしてはいかがでしょうか。 (3) 開示内容について各社で作成している ORSA レポートから、各社の機微情報を除いた範囲とする等、ガイドラインなど示してはいかがでしょうか。「等」にはどのような内容を期待しているのかご教示いただけますでしょうか。	「リスクとソルベンシーの自己評価に係る基本方針及び体制等についても開示しているか」については、 (1) 保険会社の情報開示は、「業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等」を定めた保険業法第 111 条第 1 項・第 2 項（連単）及び第 271 条の 25（持株）、その具体的な記載内容を定めた保険業法施行規則第 59 条の 2（単体）、第 59 条の 3（連結）及び第 210 条の 10 の 2（持株）並びにそれらの別表等において、法令上で定められたものになります。 保険会社と当庁との関係だけでなく（既存の報告（ORSA レポート））、経済価値ベースの統一的な基準に基づく情報開示を行うことで、一層の比較可能性を持った形で財務の健全性に関する情報提供が充実し、保険会社と外部のステークホルダーとの対話を通じて、保険会社の経営へのガバナンス・規律付けが向上することが期待されます。 (2) 「基本方針」の定義は、上記(1)の開示を追加する

			意図を踏まえた、リスクとソルベンシーの自己評価に係る保険会社の考え方になります。 (3) ORSA レポートは情報開示用に作成されているものではないため、機密情報を多く含んでおります。それらの機密情報を除いた範囲での開示内容に係るガイドラインの作成は、現状では想定しておりません。 「リスクとソルベンシーの自己評価に係る基本方針及び体制等」の「等」には、リスクの分類、当該リスクの分類毎のリスク管理手法に関する開示等の内容が含まれます。
--	--	--	---

6. 適格格付機関に関する告示案に関するご意見

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	第2条、第4条	NAIC 格付について、ICS において「Other methods」として監督当局がその使用を判断するための SOCCA の基準が示されているため、新規制において、民間格付を持たない資産についてリスクの実態から乖離したリスク評価とならないように、金融庁の判断により、SOCCA の基準を満たしていることをご確認いただき、NAIC 格付を使用することを認めていただきたいと存じます。 NAIC 格付を使用できない場合、たとえば「民間格付を持たないが NAIC 格付上で B や CCC 等の投機的格付を持つ私募債」は、(B や CCC よりも信用リスク係数が低い) 無格付に分類され、信用リスクが実態よりも過小評価される課題が生じうるものと考えます。	他の法域の当局による格付を本邦の規制において利用することについては、ICS で定められている SOCCA (Supervisory Owned and Controlled Credit Assessments) の基準を満たしているかどうかの判断を含め、慎重な検討が必要と考えられます。

その他

No.	条文番号	ご意見の概要	金融庁の考え方
1	－	新規制では本邦保険会社の海外子会社に対しても膨大な量の法令・告示・監督指針・QA等に基づく計測・検証・体制整備等が求められます。生損保各社・監査人ごとの翻訳の差に伴うニュアンス・解釈の相違を発生させることなく、海外子会社におけるシステム開発や態勢整備、計測、検証等を円滑に手戻りなく正確に行えるよう、また、海外子会社に求める規制の内容を当該海外子会社の役職員・契約者・アナリスト・投資家・監督当局等のステークホルダーが理解できるよう、法令・告示（特に、ICSから乖離させる部分）・監督指針・Q&A・ESR検証レポートの記載事項・イールドカーブ・テンプレート・規制の概要資料等について英語訳もご準備いただきたいと存じます。	貴重なご意見として承ります。
2	－	2025年度末以降、決算状況表等で、現行（改正前）のソルベンシー・マージン比率の算出を求める場面はないか、という点確認したい。（2025年度末において、参考として算出を求める等は考えられるか。）	保険会社については、2025年度末以降、決算状況表やオフサイトモニタリング計表において、現行（改正前）のソルベンシー・マージン比率の算出を求める予定はございません。 2025年度末時点においても、参考として現行（改正前）のソルベンシー・マージン比率の算出を求めることは、想定しておりません。